

【令和8年度第2次】越境EC等促進事業

出品募集要項

お申込みの内容・方法

① 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/FUQz/1623001>



② 募集企業数 3社

③ 募集期間

令和8（2026）年6月22日（月）～令和8（2026）年9月30日（水）

※募集企業数上限に達し次第終了します。

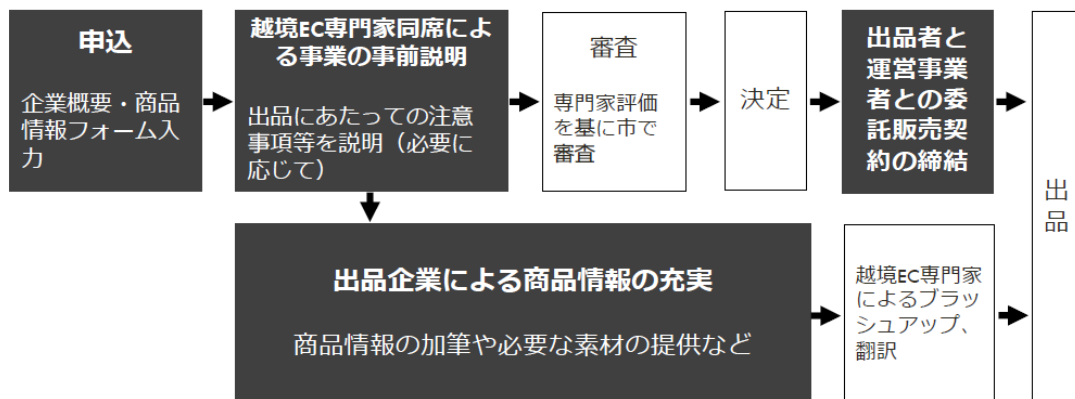
④ 越境EC専門家同席による事業の事前説明（任意）

令和8（2026）年6月22日（月）～令和8（2026）年10月14日（水）

※時間：約30分～1時間

※オンライン会議ツール「Zoom」もしくは「Teams」を使用予定。

⑤ 出品までの流れ



■ = 出品企業が取り組む（参加する）こと

【申込・お問合せ先・事業所管】

川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 国際経済担当

TEL 044-200-2336

E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp

【目次】

1	事業案内.....	1
2	本事業の概要.....	1
3	越境ECモール出品代行支援について.....	2
4	応募要件.....	5
5	応募方法.....	5
6	出品者の選定.....	6
7	事業スケジュール（予定）.....	7
8	その他.....	7
	越境EC促進事業出品者募集要項等に関する規約.....	8

1 事業案内

川崎市では、海外展開を志す事業者を対象に、国際的な電子商取引（越境E C）を活用した販路拡大を支援しています。

大小さまざまな事業者が参画できるよう、越境E Cモールへの出品を希望する企業を広く募集します。また、令和8年度から出品者が、川崎市が運営する越境E Cサイトを終了した後も自社において越境E Cの取組を継続できるよう、プロモーション強化や出品商品改善等を目的としたワークショップを開催します。

越境E C専門家の助言を受けながら、自社の優れた技術や商品を海外に向けてPRし、販路拡大に取り組む企業の皆さまのお申込みをお待ちしています。

なお、本事業は、令和8年度越境E C等サポート業務委託の受託者（以下、「受託者」という。）が行います。

2 本事業の概要

本事業は、川崎市が委託し、越境E Cモール出品代行支援、越境E C専門家によるフォローアップ支援を行うものです。

出品者には、一部費用をご負担いただきます。

(1) 募集対象商品

- ・募集企業数：3社（1社3品まで）
※募集企業数が上限に達した時点で募集を締め切ります。
- ・対象商品：市内に事業所を有する出品事業者（4「応募要件」参照）等の自社製品）

対象商品
企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）。 （例）工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品、イベントチケット、観光施設の入場券 等

※取り扱いができないもの

- ・食品（生鮮食品・加工食品で、賞味期限が3か月未満のもの）
- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、川崎市または受託者が不相当と判断した商品

3 越境ECモール出品代行支援について

以下の越境ECモール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。

- (1) 出品代行について
 - ア 出品する越境ECモール
受託者が提供する越境ECモール
[参考] 令和8年度出品越境ECモール
【基本の出品先】 j-Grab Mall
【BtoC 向けの連携先】 ebay.com, Walmart
【BtoB 向けの連携先】 ebay Business Supply または ebay (Wholesale Deals)
 - イ 出品期間（準備期間を含む）は令和8（2026）年7月順次から令和9（2027）年3月までを予定しています。
 - ウ サイト内の表示言語は英語表記とします。
- (2) プロモーション支援について
 - ア クリスマスなど季節催事に併せた割引キャンペーンやSNS等を活用したプロモーション支援を受けることができます。
 - イ 川崎市及び受託者が越境ECサイトの活性化のために実施する広報にご協力ください。
- (3) 越境EC専門家による支援について
 - ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境EC専門家による助言を実施します。
 - イ 出品開始後一定期間を経過後、出品者に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックを行います。
 - ウ 令和8年10月頃、フォローアップ会を開催し、越境EC専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに、出品者の担当者のスキル向上等について助言を行います。
- (4) 出品者が越境ECを自社で続けられるための取組について
 - ア 本市では、令和8年度から、出品者が川崎市運営の越境ECサイトが終了した後も自社において越境ECの取組を継続できるよう、プロモーション強化や出品商品改善等を目的としたワークショップを開催します。出品者は、本ワークショップに原則ご参加ください。
 - イ 出品者は、自社のSNSアカウントを作成し、出品商品や自社の取組等について、定期的に情報発信をしていただきます。情報発信について、本市職員もサポートします。
- (5) 管理運営・販売方法について
 - ア 販売形式は、委託販売形式とします。
 - イ 委託販売に必要な取り決め事項について、出品者は受託者と委託契約を締結していただきます。
 - ウ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応を受託者が代行します。ただし、受託者が答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。
 - エ 越境ECモールから注文が入った際、出品者に対して受注があった旨を受託者から通知するので、受注品を国内指定倉庫まで速やかに（当日または翌日）発送してください。
 - オ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品者までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品者負担とします。
 - カ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。
 - キ 注文が入った際、出品者が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送処理を行います。
 - ク 販売成約できた商品は、出品者と受託者との委託契約に基づき、出品者の国内の銀行口座に送金されます。

(6) 費用負担について

出品者にご負担いただく費用は、以下の表のとおりです。

費用区分	中小企業者等
個別商品ページ作成に係る費用	1商品につき、12,500円（＋日英翻訳5,000円） ※なお、当サイトに出品していただいた企業の当該費用は、受託者と協議のうえ決定します。
販売手数料	販売総額の上限10%。
海外PL保険 （製品のみ）	（目安）36,000円／年 ※加入している場合は不要です。 ※本保険料は年額での契約となるため、本事業における出品期間の長短にかかわらず、原則として1年分の費用をご負担いただきます。
輸送料	国内指定倉庫までの輸送料

【参考】

出品する越境ECモールについて（令和8年度）

グローバル市場対応越境ECモール掲載サイト：j-Grab.com

【j-Grab Mall の概要】（設立：2022年）

日本ブランドを「オンライン」×「ショールームストア」で世界に販売。j-Grab.comは、日本から世界に商品を販売できる越境ECモールで、世界の主要ECモールとなるeBay、Shopee、Walmart、Aeon EC mallに接続するためにハブとなる越境ECモールです。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QRコードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。海外PL保険付きで日本企業による運営のため、安心して海外販売に専念していただけます。

欧米・グローバル市場対応ECモール 掲載サイト：eBay.com

【eBay の概要】（設立：1995年）

年間取引高：10兆円以上(2022年3月時点) eBay.comは欧米豪、台湾（露天）、東南アジアなど世界200か国近くの国に越境EC販売できる世界最大級のグローバルECモールです。取引の共通語は英語で日本の商品に興味を持つ世界中の購入者が集まってきます。出品者にとっての利益率が高いため、米ECommerceBytes社Award2年連続受賞しており、SDGs面で欧州No.1とされています。

【BtoB向け】 eBay Business SupplyまたはeBay (Wholesale Deals)

米国市場対応モール 掲載サイト：Walmart.com

【Walmart の概要】（設立：1962年）

売上高3,740億ドル、店舗数34,763店舗、全米50州の他全世界27か国（※米国内2018年度実績）EDLP(Everyday Low Price)をモットーに展開する世界最大の小売り企業です。全米でECモールの取扱高は2位。2021年にWalmartのオンラインマーケットプレイスとして海外からの販売も開始されましたが、2022年現在日本からの出品・販売が停止されましたが、ジェイGrabがWalmart本社より特別に開設・出品することに許可をいただき、今回市内事業者様の商品で登録可能な商品を交渉の上、出品いたします。（全ての商品が掲載できるとは限りませんのでご了承ください）

4 応募要件

出品者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。ただし、市長が出品者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

- (1) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 川崎市内に事業所を有していること
 - イ その他本事業の目的に資する技術・製品・サービス等を提供する者として市長が特に認める法人等であること
- (2) 市民税を滞納していないこと。
- (3) 「川崎市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でない判断されるものではないこと。
- (4) 各種法令に適した商品又はサービスの提供を行っている事業者であること。

5 応募方法

(1) 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】 <https://logoform.jp/form/FUQz/1623001>



(2) 1企業あたりの応募可能な商品は、3商品（セット商品は1商品とみなす）となります。

1商品につき、カラー、サイズ等のバリエーションは10パターン(SKU)までとします。

(1商品あたり10SKU*を上限) ※SKU=Stock Keeping Unit

(SKUの数え方) 色が白/黒/灰、サイズがS/M/Lの商品であれば、合計で9SKU

(3) 入力内容

No.	申請項目
1	事前確認書
2	出品申込書
3	商品エントリーシート ※複数商品申請の場合は商品ごと
4	応募商品のパンフレット
5	会社概要（なければホームページのURLでも可）

※ 出品者として選定された場合には、履歴事項全部証明書等の追加書類を求める場合があります。

(4) 募集期間

令和8（2026）年6月22日（月）～ 令和8（2026）年9月30日（水）

※募集企業数上限に達し次第終了となります。

(5) お問い合わせ先

川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 国際経済担当

TEL 044-200-2336

E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp

6 出品者の選定

(1) 越境EC専門家同席による事業の事前説明（任意）

応募書類を基に、必要に応じて越境EC専門家同席の上、事業の事前説明を行います。

- ・期間：令和8（2026）年6月22日（月）～ 令和8（2026）年10月14日（水）
- ・時間：約30分～1時間
- ・その他：オンライン会議ツール「Zoom」もしくは「Teams」を使用予定。

(2) 出品者の選定

応募書類の内容を基に越境EC専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査を行い、出品者を審査します。

ア 越境EC専門家による評価の視点

- (ア) 独創的で個性的な商品であるか
- (イ) 越境ECを利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- (ウ) 越境ECモールに適した商品であるか
- (エ) 越境ECを活用した商品販売に関する社内体制（ホームページやSNSの運用、担当者の配置等）が整っているか
- (オ) 安全に使用できる商品であるか
- (カ) その他適当な商品であるか

イ 審査結果は川崎市からE-mailで通知します。審査結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

(3) 選定後の流れ

ア 委託販売契約の締結

出品者として選定された企業は、受託者と個別面談を行い、出品条件（商品の準備状況、商品説明の内容、成分や含有量の確認、卸値と海外販売価格、輸送方法、成約時の国内配送方法、JANコードまたは独自コードシールの貼り付け、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）について合意の上、受託者と委託契約を締結します。

イ 商品情報の登録

受託者が提示した所定の様式を基に、商品説明の詳細を記載するエントリーシートを日本語で作成します。サイトに掲載するための翻訳については受託者が行います。

なお、英語での翻訳文やカタログを既に用意されている企業はそちらを利用することでも構いませんが、より販売効果の高い英文や翻訳が考えられる場合は、受託者または川崎市からご相談させていただく場合がございます。

また、越境ECモールへの掲載は、出品者から提出された商品情報等を基に、商品カタログを作成し翻訳を行った後に掲載して商品の出品を開始します。出品された商品は適宜プロモーション、販促活動を実施します。

越境ECについて理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に原則ご参加ください。

7 事業スケジュール（予定）

令和8（2026）年6月22日（月）～	募集要項（令和8年度第2次）の配布
6月22日（月）～9月30日（水）	出品申込受付期間 ※募集企業数上限に達し次第終了となります。
6月22日（月）～10月14日（水）	必要に応じた越境EC専門家同席による越境EC事業の事前説明（オンライン想定）
必要書類提出後～2週間程度（目安）	審査結果の通知 応募書類確認後、2週間程度で審査を実施します。
7月（順次）～3月	越境ECモール出品代行支援による出品（準備含む） ※出品開始後一定期間経過後に出品者へのフィードバックを実施します。
令和8（2026）年10月頃	越境EC専門家によるフォローアップ会
令和8（2026）年度中	本市運営の越境ECサイトを終了した後も、自社において越境ECを継続して取り組むためのプロモーション強化や商品改善等を目的としたワークショップに原則ご参加ください。 自社のSNSアカウントを作成し、商品や自社の取組等の定期的な情報発信を行ってください（本市職員もサポートします）。

8 その他

- （1）提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。
- （2）円滑な事業運営のため、出品申込書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、受託者の本事業における提携企業に提供します。また、川崎市は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境EC促進事業出品者募集要項等に関する規約

1 基本条件

- (1) お申し込みの時点で「令和8年度 越境EC等促進事業 出品募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。
- (2) 出品者は、「出品申込書」、「商品エントリーシート」記載内容のうち、商品の特徴や企業PR等に関する内容について、川崎市及び受託者がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) 受託者が指定する形態での納品が可能であること（ラベルの貼付等）。
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること。
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (4) 川崎市及び受託者が成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- (5) 販売期間中の売れ行きやEC関連の商戦時期（クリスマス、送料無料キャンペーン等）に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション（SNSやメディアを活用したサンプルの配布やキャンペーン対応等）に積極的に参加をすること。
- (6) 出品商品のJANコードは、出品者が準備をすること。申込時にすでにJANコードを取得している際は、再発行は不要。JANコード未取得の場合に独自コードを受託者が発行するがそれを利用して管理すること。
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。

3 出品商品の選考

応募書類を基に越境EC専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査委員会を開き、出品者及び支援内容を審査します。審査後、申込者に送付する審査結果通知をもって、出品の承認とします。

4 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申し込み内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと川崎市、受託者、連携先のECモールが判断した場合、越境ECモールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をする場合があります。なお、取消にかかる一切の損害について、川崎市は責任を負いません。

5 自己負担

次の費用は出品者の負担になります。

- 商品ページ作成に係る費用
- 受託者との委託契約後、受託者が指定する日本国内の倉庫に発送及び掲載期間終了後返送するための送料
- 国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用
- 販売手数料
- 本事業に於ける提携企業との面談にかかる経費（交通費等）
- 海外PL保険（未加入の場合）
- その他、受託者との委託契約書において合意されたもの

6 諸条件の調整

- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件は受託者と出品者間で調整いただきます。

プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。

- (2) 各出品者に割り当てられた越境ECモールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

7 出品に関すること

- (1) 出品者は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。

「エントリーシート」にご記入いただいた内容（会社概要、商品名、商品管理番号、卸価格等）は、審査委員会をはじめ、パンフレット、越境ECモール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、川崎市が認めた場合を除き、原則することができませんのでご留意ください。

- (2) 出品及び商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品者及び受託者との間で締結された委託契約に係る責任と負担において行うものとします。

- (3) 出品方法は川崎市及び受託者の指示に従うこととします。

8 免責事項

- (1) 本事業は、受託者が指定する商流にて、受託者が指定する越境ECモール及び連携するECモールにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。

- (2) 受託者との委託契約は各出品者が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は事業の全部又は一部に参加ができないことがあります。

- (3) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、川崎市は責任を負いません。

- (4) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、川崎市はその責任を負いません。

- (5) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、川崎市はその責任を負いません。

- (6) 天災、現地の政情その他川崎市の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、川崎市は出品申込受領後であっても、本事業一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品者にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を川崎市は補償しません。